

都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱

令和3年4月1日（総行過第29号）制定
令和7年3月31日（総行過第31号）一部改正

第1 趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第4条第1号において、過疎対策の目標に「多様な人材を確保し、及び育成すること」が掲げられ、第6条において、都道府県の責務として「人的及び技術的援助その他必要な援助」が定められた。

過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服するためには、専門人材の確保・活用による雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要がある。

一方、過疎地域等において市町村が単独で専門人材を確保・活用をしようとする場合、適切な専門人材の採用や専門人材に見合った業務量の確保といった課題がある場合もあり、このような場合、都道府県による複数の過疎地域等を対象とした専門人材の確保・活用の支援の取組が有効である。

このようなことを踏まえ、総務省として、以下に掲げる取組の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

都道府県が、以下に掲げる取組を行うことができるよう、総務省として必要な措置を行う。

（1） 都道府県過疎地域等政策支援員

都道府県過疎地域等政策支援員は、6月以上の期間、都道府県に雇用又は委託され、専ら過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する複数の市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事する。

（2） 都道府県

都道府県は、6月以上の期間、都道府県過疎地域等政策支援員を雇用又は委託し、過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する複数の市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。

（3） 市町村

市町村は、都道府県と協議のうえ、都道府県過疎地域等政策支援員を受入れ、都道府県過疎地域等政策支援員の支援を受けつつ、市町村の施策を推進する。

(4) 総務省

総務省は、都道府県過疎地域等政策支援員の設置推進に取り組む都道府県に対して、別添のとおり必要な財政上の措置を行うほか、先進事例・優良事例の調査や地方公共団体への情報提供等を行う。

第3 都道府県過疎地域等政策支援員の設置に対する総務省の地方財政措置

都道府県過疎地域等政策支援員の設置に対し、総務省が財政上の措置を行うに当たっては、以下の事項を満たしていることを条件とする。

(1) 対象地域

都道府県過疎地域等政策支援員は、専ら過疎地域その他条件不利地域(※1)又は人口急減地域(※2)を有する市町村を支援するものであること。

※1 「過疎地域その他条件不利地域」とは、次に掲げる(イ)から(ト)までのいずれかに該当する市町村である。

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域を有する市町村(令和8年度までの間は同法附則第5条第1項に規定する特定市町村及び同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含み、令和9年度までの間は同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村及び同法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含む。)

(ロ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

(ハ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

(ニ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

(ホ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

(ヘ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

(ト) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2 「人口急減地域」とは、次に該当する市町村である。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)第3条第3項第1号の基準に適合すると認められた

地区をその区域の全部又は一部とする市町村（同条第1項の認定を受けるための取組を行う市町村を含む。）

（2） 都道府県過疎地域等政策支援員の業務等

- ① 都道府県過疎地域等政策支援員は、産業振興、地域における情報化、地域公共交通の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用推進、特定地域づくり事業の推進等に関する市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事するものであり、単なる事務の補助等に従事するものではないこと。なお、名称は、都道府県過疎地域等政策支援員とする必要はなく、地域の実情に応じて定めるものとする。

（都道府県過疎地域等政策支援員の業務の例）

- ・「産業振興（農林水産業）」・・・販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保等
- ・「産業振興（商工業、その他）」・・・サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、等
- ・「産業振興（観光）」・・・観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策等
- ・「地域における情報化」・・・情報通信技術の利活用等
- ・「地域公共交通の確保」・・・地域公共交通網の維持・再編、新技術活用等
- ・「生活環境の整備」・・・水道事業経営等
- ・「高齢者等の保健・福祉」・・・地域包括ケアシステム、子育て支援等
- ・「医療の確保」・・・医療政策支援等
- ・「教育の振興」・・・ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育等
- ・「集落の整備」・・・集落対策、空家対策等
- ・「地域文化の振興」・・・文化財保護等
- ・「再生可能エネルギーの利用推進」・・・再生可能エネルギーの導入支援等
- ・「特定地域づくり事業の推進」・・・特定地域づくり事業協同組合の設立支援、運営支援等

- ② 都道府県過疎地域等政策支援員は、医師、看護師、教職員等として直接住民に対してサービスを提供する業務に従事するものではないこと。

- ③ 都道府県過疎地域等政策支援員は、専ら過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する複数の市町村の支援業務に従事するものであること。

都道府県過疎地域等政策支援員が、過疎地域を有する市町村の支援業務に支障が生じない範囲で、過疎地域を有しない市町村（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）の支援業務にも従事する場合には、過疎地域を

有しない市町村の支援業務に従事する時間の合計が、過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。

- ④ 6月以上の期間（一会計年度を超える場合を含む。）、業務に従事するものであること。
- ⑤ 都道府県過疎地域等政策支援員は、会計年度任用職員若しくは特別職非常勤職員として雇用し、又は委託をするものであり、任期の定めのない常勤職員又は任期付職員として雇用するものではないこと。
- ⑥ 「移住コーディネーター・定住支援員」、「地域林政アドバイザー」、「技術職員（土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師）の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化の対象となる者」など、他の財政上の措置の対象となる者については、都道府県過疎地域等政策支援員の対象とはならないこと。

（３） その他

- ① 都道府県は、都道府県過疎地域等政策支援員について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条に規定する過疎地域持続的発展都道府県計画に記載すること。
- ② 都道府県は、都道府県過疎地域等政策支援員の設置要綱等を定め、以下の措置を講じること。
 - ・ 過疎地域を有する市町村の支援業務に支障が生じない範囲で過疎地域を有しない市町村（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）の支援業務にも従事する場合には、過疎地域を有しない市町村の支援業務に従事する時間の合計が過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えないことを設置要綱等に明記し、雇用の場合は募集・任用時に明示する勤務条件に、委託の場合は委託契約においてこのことを明示すること。
 - ・ 雇用又は委託する専門人材の資格等に関する要件（特定の資格の保有者、一定期間特定の業務への従事経験のある者等）を設置要綱等に記載し、当該要件に該当する者について雇用又は委託をすること。
 - ・ 雇用又は委託に当たっては、委嘱状の交付等による委嘱を行うこと。また、委嘱を行っている期間中は、その旨をホームページ等で公表すること。なお、委嘱の方法、期間等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えないこと。
- ③ 都道府県過疎地域等政策支援員は、都道府県から交付される委嘱状等に記載された名称を用いて、支援業務に従事すること。

- ④ 都道府県過疎地域等政策支援員の雇用等に要する経費について、国庫補助金又は市町村負担金を充当するものではないこと。

第4 その他事業推進に当たっての留意事項

- (1) 本事業は、都道府県が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査の上、別添のとおり、財政上の措置を講じるものであること。
- (2) 都道府県過疎地域等政策支援員の活動内容については、都道府県と市町村が合意した上で決定すること。なお、都道府県は、総務省から必要な情報提供等を行うため、本事業の実施前に総務省へ連絡すること。
- (3) 都道府県過疎地域等政策支援員の服務規律、活動規律の確保
都道府県過疎地域等政策支援員が、市町村との信頼関係を築きつつ、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事する者であることに鑑み、服務規律、活動規律の確保を十分に図ること。

(別添)

「都道府県過疎地域等政策支援員」の設置推進に向けた財政措置について

都道府県が、本要綱に基づき都道府県過疎地域等政策支援員を設置する場合の財政措置については、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

1. 算定対象

都道府県過疎地域等政策支援員について、本要綱第3に掲げる事項に該当するものを算定対象とする。

2. 対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）

3. 措置額

都道府県が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額に、財政力補正を乗じて得た額とする。ただし、都道府県過疎地域等政策支援員1名につき、都道府県が支出した対象経費のうち一般財源の合計額が5,900千円を超えるときは、5,900千円を上限とする。

なお、都道府県過疎地域等政策支援員が支援業務に従事する期間が1年に満たない年度にあつては、当該業務を開始した月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とする。

4. 措置期間

令和3年度～令和12年度

以上